

高知市指定管理者審査委員会における審査結果について

1 対象施設等

名 称 高知市土佐山健康福祉センター
指定予定期間 平成 21 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで（3 年間）

2 指定管理者の候補者に選定した団体

社会福祉法人 高知市社会福祉協議会

3 選定の過程

(1) 選定方法

指名による選定

(2) 指名理由

高知市土佐山健康福祉センターでは、高齢者の通所介護事業、生きがいデイサービス事業等を実施するとともに、土佐山地区の在宅介護支援センターが設置されているが、これらは、すべて（福）高知市社会福祉協議会が業務を受託し行っている。

施設の管理運営を行うにあたっては、施設において提供するサービスと一体的に運営を行うことが最も効率的かつ効果的であると判断する。

よって、当該団体を本施設の指定管理者として指名するものである。

(3) 審査委員会による審査結果

① 審査委員会開催日

平成 20 年 11 月 12 日（水）

② 審査方法

高知市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に係る条例（平成 17 年条例第 69 号）第 4 条の規定による選定基準の規定に基づき、書類審査を行った。

③ 審査結果

高知市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 4 条の規定に定める基準に基づき審査を行った結果、申請団体を対象施設の指定管理者として選定することは適当であると判断する。

○審査結果に添えて報告する意見

本施設では、北部中山間地域の高齢者福祉事業の拠点として、高齢者デイサービスセンター等の事業が行われているが、地理的条件等から申請団体以外の団体が事業を行うことは困難であり、今後も施設の運営を行っていくためには、申請団体を指定管理者として指定することが適当であると判断する。

4 審査委員会委員

（敬称省略）

	役 職 名	氏 名
委 員 長	高知市企画財政部行政改革担当参事	中澤 慎二
副委員長	高知市総務部副部長	山下 富男
委 員	高知市企画財政部副部長	周藤 健史